

電子公告実施の安心サポート

「法律情報提供サービス」(無償)による、電子公告実施のトータルサポート

当社では、ご多忙なご担当者様の負担を軽減し、かつ、法令(会社法・金融商品取引法など)にしたがった適切な公告を実施していただくために、無償で「法律情報提供サービス」をご提供しています。

御社のコンプライアンスの徹底をバックアップいたします。

5つのサービス

Service 1 トータルコンサルティングサービス

公告に関するあらゆる情報提供をいたします。登録企業様とは、当社利用規約に基づき秘密情報保持関係にありますので、適時開示前であっても安心してご相談ください。

Service 2 公告文面保証サービス

お客様が特にご要望されていなくても、適時開示情報、登記情報などを拝見し、公告文面を精査(公告すべき事項にもれがないか、誤字脱字がないかなどを確認)させていただきます。もし、公告すべき事項が1つでも欠けていた場合には、料金はいただきません。

Service 3 公告文案ファイル提供サービス

対象企業のみ ※

案件に応じた公告文案 Microsoft Office Word ファイル(注1)と公告文面作成ガイドをご提供(当社オンラインサービスより、自由にダウンロード)いたします。ご担当者様は、ファイルから迅速かつ正確に公告文面を作成することができます。

Service 4 公告案件お知らせサービス

対象企業のみ ※ 上場企業のみ

当社では、適時開示情報を日々拝見しています。公告の必要性を判断し、すみやかにお知らせします。(注2)公告の失念防止をお手伝いします。

Service 5 法律情報配信サービス

対象企業のみ ※

公告に関連した実務情報など、お役に立つ各種情報をメールでお届けいたします。

文面に不備があれば
料金はいただきません

公告文案ファイルを
提供いたします

適時開示情報を
日々拝見しています

(※)当社を継続してご利用いただいている企業様へ提供します。2008年9月18日以降に当社にご登録をされた会社様、または、株券電子化に伴う特別口座に関する公告調査を当社に委託された会社様が対象です。ただし、当社が別途定める日以降に開始される電子公告調査を当社以外の調査機関に委託された場合は、サービス対象外とさせていただきます。

(注1) Microsoft Office Wordは米国および/または他の国のMicrosoft Corporationの登録商標または商標です。

(注2) 適時開示情報では公告の必要性を判断できない場合は、その判断基準をお知らせいたします。



電子公告調査株式会社 <http://www.e-koukoku.co.jp> 電子公告調査機関 2005年6月10日 法務大臣登録第2号

本社 〒541-0044 大阪市中央区伏見町4-2-14 TEL:06-6223-2200 FAX:06-6223-2211
東京事務所 〒108-6028 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟28階 TEL:03-6717-4635 FAX:03-6717-4636